

沖縄に係る関税制度上の特例措置 (特定免税店制度)

令和 5 年 1 1 月 7 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省 関税局

沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）

現行制度の概要

- 特定免税店制度（平成10年度に創設）は、沖縄振興特別措置法に基づき、関税暫定措置法に、具体的内容及び適用期限が定められており、2年間の適用期限が本年度末に到来。
- 特定免税店制度は、沖縄の市中又は空港等の免税店において、沖縄から本邦の他の地域へ出域する旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。

（参考）令和4年度からインターネットでの免税品の事前購入（免税品の引渡しは空港等）が可能。



改正の必要性

- 内閣府及び経済産業省からの要望は、特定免税店制度の適用期限の3年延長。
- 本制度は、その創設以降、沖縄の観光振興に一定の効果。

改正の方向性

- 特定免税店制度について適用期限を3年（令和9年3月末まで）延長する。